

吸收合併に係る事後開示事項

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

2025年9月8日

株式会社クリーク・アンド・リバー社

株式会社プロフェッショナルメディア

2025年9月8日

吸收合併に係る事後開示書面

東京都港区新橋四丁目1番1号
株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表取締役会長（CEO） 井川 幸広
代表取締役社長（COO） 黒崎 淳

株式会社クリーク・アンド・リバー社（以下「吸收合併存続会社」といいます。）及び株式会社プロフェッショナルメディア（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）は、2025年7月31日付で締結した吸收合併契約に基づき、2025年9月8日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日

2025年9月8日

2. 吸收合併消滅会社における手続の経過

（1）吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

反対株主の差止請求（会社法第784条の2）

吸收合併消滅会社は、吸收合併存続会社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸收合併消滅会社は、吸收合併存続会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第789条）

吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定により、2025年8月5日付で官報にて公告及び知れている債権者に各別に催告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸收合併存続会社における手続の経過

（1）反対株主の差止請求（会社法第796条の2）

吸收合併存続会社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

吸收合併存続会社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

吸収合併存続会社は、会社法第799条第2項の規定により、2025年8月5日付で官報及び電子公告にて、債権者に対し、本合併に対する異議申述の催告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。項はありません。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である2025年9月8日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2025年9月8日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸收合併に係る事前開示事項

(吸收合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

(吸收合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

2025年8月6日

株式会社クリーク・アンド・リバー社

株式会社プロフェッショナルメディア

2025年8月6日

吸收合併に係る事前開示書面

東京都港区新橋四丁目1番1号
株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表取締役会長（CEO）井川 幸広
代表取締役社長（COO）黒崎 淳

東京都港区新橋四丁目1番1号
株式会社プロフェッショナルメディア
代表取締役社長 朝日 正樹

株式会社クリーク・アンド・リバー社（以下「吸收合併存続会社」といいます。）及び株式会社プロフェッショナルメディア（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）は、2025年7月31日付で吸收合併契約を締結し、2025年9月8日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1「吸收合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、吸収合併存続会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下の通りです。

1 連結子会社による株式の取得（孫会社化）

吸収合併存続会社は、2025年3月31日付で、同日時点で吸収合併存続会社の連結子会社である株式会社C&R EVERLASTING STORY（2025年6月1日付で株式会社C&Rインキュベーション・ラボより社名変更）が、株式会社T&Wオフィスの株式を取得し、子会社化（吸収合併存続会社の孫会社化）をいたしました。詳細については、吸収合併存続会社の2025年3月19日付「当社連結子会社による株式の取得（孫会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、吸収合併消滅会社には、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約書

吸收合併契約書

株式会社クリーク・アンド・リバー社（本店所在地：東京都港区新橋四丁目1番1号。以下、「甲」という。）と株式会社プロフェッショナルメディア（本店所在地：東京都港区新橋四丁目1番1号。以下、「乙」という。）とは、次のとおり、本契約を締結する。

第1条（合併方式）

甲及び乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として、合併する（以下、「本件合併」という。）。

第2条（合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日は、令和7年9月8日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（存続会社の資本増加）

甲が、本件合併により増加すべき資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲、乙協議の上、これを変更することができる。

1 資本金	0
2 資本準備金	0
3 その他資本剰余金	本件合併の直前の乙の資本金の額、資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額
4 利益準備金	0
5 その他利益剰余金	本件合併の直前の乙の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額

第4条（合併比率等）

乙は、甲の完全子会社であるから、甲は、本件合併に際して、甲の株式その他の金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

第5条（取締役の選任等）

本件効力発生日以降、甲の取締役については、本件効力発生日前に就任している甲の取締役が引き続きその職務にあたるものとする。

第6条（取締役の退職慰労金）

甲及び乙は、本件合併に際し退任する乙の各取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

第7条（合併承認総会）

本件合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の引継）

乙は、令和7年2月28日時点の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、爾後、本件効力発生日までの間において乙の資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、本件効力発生日時点の乙の資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

第10条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ本件合併の条件を変更するか、または、本契約を解除することができる。

第11条（合併契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の許認可を条件として効力を生じる。

第12条（本契約規定以外の事項）

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について、本契約の趣旨に従って、協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年7月31日

（甲） 東京都港区新橋四丁目1番1号

株式会社 クリーク・アンド・リバー社

代表取締役 黒崎 淳



（乙） 東京都港区新橋四丁目1番1号

株式会社 プロフェッショナルメディア

代表取締役 朝日 正樹



別紙2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

第10期 計算書類

〔 自 2024年03月01日
至 2025年02月28日 〕

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

株式会社プロフェッショナルメディア

1. 貸 借 対 照 表

2025年2月28日現在

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	41,972	【流 動 負 債】	13,211
現 金 及 び 預 金	30,336	當 業 未 払 金	8,031
売 掛 金	10,962	未 払 金	615
前 払 費 用	433	未 払 費 用	481
そ の 他	240	預 り 金	380
		未 払 法 人 税 等	290
		賞 与 引 当 金	1,020
【固 定 資 産】	384	未 払 事 業 所 税	68
有 形 固 定 資 產	0	未 払 消 費 税 等	2,324
		【固 定 負 債】	0
		長 期 借 入 金	0
器 具 備 品	0	負 債 合 計	13,211
		純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 產	384	【株 主 資 本】	29,144
ソ フ ト ウ エ ア	384	資 本 金	97,500
		資 本 剰 余 金	172,499
		資 本 準 備 金	97,500
		そ の 他 資 本 剰 余 金	74,999
		利 益 剰 余 金	△240,855
		繰 越 利 益 剰 余 金	△240,855
		純 資 産 合 計	29,144
資 産 合 計	42,356	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,356

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損 益 計 算 書

〔 自 2024年3月1日
至 2025年2月28日 〕

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	129,266
売 上 原 価	91,708
売 上 総 利 益	37,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	34,860
営 業 利 益	2,698
営 業 外 収 益	17
受 取 利 息	17
雜 収 入	0
営 業 外 費 用	75
支 払 利 息	75
経 常 利 益	2,640
税 引 前 当 期 純 利 益	2,640
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	290
当 期 純 利 益	2,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

自 2024年3月1日
至 2025年2月28日

(単位 : 千円)

資本金	株主資本							純資産合計				
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計						
	資本剰余金		資本 剰余金合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金合計							
	資本準備金	その他 資本剰余金		繰越利益剰余金								
2024年3月1日 残高	97,500	97,500	74,999	172,499	△ 243,206	△ 243,206	26,793	26,793				
事業年度中の変動額												
新株の発行												
当期純利益					2,350	2,350	2,350	2,350				
事業年度中の変動額合計					2,350	2,350	2,350	2,350				
2025年2月28日 残高	97,500	97,500	74,999	172,499	△240,855	△240,855	29,144	29,144				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
器具備品 4年

② 無形固定資産
・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,340 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	65 千円
短期金銭債務	418 千円
長期金銭債務	0 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	100 千円
② 営業費用	0 千円
③ 営業取引以外の取引高	4,006 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	27,000	—	—	27,000

5. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社クリーク・アンド・リバー社	被所有 直接100.00	業務提携（紹介提携） 役員の兼任	メディア掲載料	40	売掛金	-
				リスティング広告利用料、管理業務委託費	3,995	未払金	411
				利息の支払（注）3	75	支払利息	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 一般的な取引条件と同様に決定しております。
 2 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。
 3 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1079円44銭
 (2) 1株当たり当期純利益 87円07銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	2,350千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	2,350千円
普通株式の期中平均株式数	27,000株

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。